

議案第78号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宇治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「基づく職員(宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例(平成24年宇治市条例第18号)第2条に規定する臨時職員を除く)」を「基づき、職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ)」に改める。

第24条を次のように改める。

(臨時的任用職員の給与)

第24条 法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、第1条の2から前条までの規定にかかわらず、他の職員との権衡、その職務の内容等を考慮して任命権者が定める。

(宇治市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第2条 宇治市職員の勤務時間に関する条例(昭和26年宇治市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員等の勤務時間)

第8条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の内容等を考慮して任命権者が定める。

(宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 宇治市職員の退職手当に関する条例(昭和26年宇治市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項」を「第22条の2第1項に規

定する職員又は同法第28条の4第1項」に、「又は」を「若しくは」に、「者を」を「職員を」に改める。

(職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(昭和26年宇治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月額及び」を「額及び」に、「月額の合計額」を「額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の月額、日額又は時間額及びこれらに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額)」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する条例(昭和28年宇治市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3年」を「3年(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期)」に改める。

第12条の見出しを「(臨時的任用職員の特例)」に改め、同条中「臨時的」を「法第22条の3第4項の規定により臨時的」に、「職員の任用に関する条例(昭和28年宇治市条例第21号)第3条各号に該当する事由」を「その任用の必要」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年宇治市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 宇治市職員の育児休業等に関する条例(平成4年宇治市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）以外の再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号アからウまでの規定中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第2条の3第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、同条第3号中「、再任用短時間勤務職員」を「、非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員が前号」を「非常勤職員が前号」に、「再任用短時間勤務職員の」を「非常勤職員の」に、「再任用短時間勤務職員で」を「非常勤職員で」に改め、同号ア中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第2条の4各号列記以外の部分中「、再任用短時間勤務職員」を「、非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員で」を「非常勤職員で」に改め、同条第1号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第3条第8号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第5条の3第1項中「職員の」を「職員（同条例の適用を受ける職員をいう。以下この条及び第9条において同じ。）の」に改める。

第6条第1項中「が職務」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を

占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条第2項中「関する休暇」を「関する休暇（以下「育児時間」という。）」に、「規定する承認」を「規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認」に、「職員に」を「職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除く。）」に、「休暇を承認されている時間又は当該」を「育児時間又は当該介護をするための時間の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第9条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付す。

第10条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付す。

（宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成

17年宇治市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「臨時的」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的」に、「地方公務員法」を「同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」に改める。

(職員の任用に関する条例の廃止)

第9条 職員の任用に関する条例(昭和28年宇治市条例第21号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第6条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、条例を制定するものであります。